

東吾妻町
令和8年2月16日

町職員によるストーカー行為等の規制等に関する法律違反に伴う懲戒処分について

東吾妻町税務課所属の50代男性職員によるストーカー行為等の規制等に関する法律違反が判明したことから、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

病気休職中の個人的な行為によるものとはいえ、全体の奉仕者という立場にありながら、町民の皆様の信頼を失墜させる行為であり、町民の皆さんに衷心より深くお詫び申し上げますと共に信頼回復に努めてまいります。

1 懲戒処分について

- (1) 非違行為の種類 ストーカー行為等の規制等に関する法律違反
- (2) 非違行為の当事者 税務課 次長 50代（男性）
- (3) 非違行為の概要

町の調査及び当該職員への事情聴取の結果、当該職員は県内在住の30代女性に対して、ストーカー行為（自動車の追従によるつきまとい、電話による呼び出し）等を行い、令和7年10月2日に逮捕され、同年12月10日に起訴、同16日に罰金30万円の略式命令が処されたものであることが判明した。

2 懲戒処分の内容について

- (1) 処分年月日 令和8年2月16日（月）
- (2) 当事者の処分 懲戒処分 停職3か月
- (3) 処分理由

当該職員が行った行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する。よって同法第29条第1項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行をした場合）の規定に基づき懲戒処分として、令和8年2月16日付けで停職3か月にしたものである。

【参考】

- 地方公務員法（抜粋）
(懲戒)

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。